

別紙

十月五日午後三時より分

一、八わり親 中林 一日より一月五日 二、三、六、九、月十五日 三、六、九、月十五日 三、六、九、月十五日

一、乾煤部 森下 一日より一月五日 二、三、六、九、月十五日 三、六、九、月十五日

一、乾煤部 (川上安本 吉田 山本) 一日より一月五日 二、三、六、九、月十五日 三、六、九、月十五日

一、口儿親 (柳田 以上五人)

合計一、三五〇。円

一、切形親 大久保 一日より一月十五日 二、三、六、九、月十五日 三、六、九、月十五日

左年六一一五円也

九上



芳後第三二七六號

昭和八年八月三十日

警視總監 藤沼 庄平

内務大臣 山本 達雄 殿

社 會 局 長 官 殿

發生八三四 解決九二二
使用労働者二三四内女一五三
争議参加者一六
關係労働組合 三東地方連 三東労働組合

南葛護謨工業所ノ労働争議ニ関スル件 (第一報)

要旨

一、争議発生の場所

東京市向島区吾妻坂以西一丁目五九番地

二、事業主側

名 稱 南葛護謨工業所 (旧市川カニ工場)

事業主 改東 初次

8. 9. 24
5136